

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年2月5日（月）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件名：大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正について	
提出理由：大和市障害福祉センター松風園条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内容： 1. 大和市障害福祉センター松風園の指定管理について ・大和市障害福祉センター松風園は、知的障がい児者の通所施設として昭和54年に開設。専門職を配置し、重度の方の支援を行っている。 ・開設当初は市直営であったが、平成17年4月から指定管理者による管理を行っている。 2. 背景 ・指定管理者制度の導入当時、松風園が実施している事業は、法の規定により、経営主体は国、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていたが、法改正により平成24年度以降は国、地方公共団体又は社会福祉法人以外でも実施できる、第二種社会福祉事業に位置付けられた。 ・現在、大和市障害福祉センター松風園条例第9条第1項第1号により、指定管理者は社会福祉法人のみが受任できる規定となっている。 ・指定管理者制度の導入以降、他の応募がない中、同園の保護者会を母体に設立された社会福祉法人大和しらかし会が受任している。 3. 改正の基本的な考え方 ・利用者である障がい児者への安定的かつ継続的で質の高いサービスを提供するためには、様々な事業者が応募できる制度であることが望ましいことから、指定管理者の選定基準において、多様な経営形態の事業者の参入を可能とする。	4. 改正内容 ○条例第9条第1項第1号（選定基準） ・「社会福祉法人又は」の後に、「 <u>これと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体。</u> 」を加える。 ○条例第12条第1項（指定管理者の指定等） ・「社会福祉法人に対して」を「 <u>被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、</u> 」に改める。 ○このほか、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している条文（別表）の改正を行う。 5. 施行日 令和6年4月1日 6. 県内各市（公設の障がい福祉サービス事業所を設置している10市）の状況 ・社会福祉法人以外も可能としている市…7市 川崎市、相模原市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、藤沢市、鎌倉市 ・社会福祉法人のみとしている市…3市 横浜市、座間市、茅ヶ崎市
経過 S54 松風園開設（市の直営） H16 松風園条例一部改正（指定管理者制度導入） H17 松風園の指定管理者制度開始 社会福祉法人大和しらかし会が第1期以降4期の間、受任	今後の予定 R6.2 条例改正議案上程 R6.4 条例施行 R6.8 次期管理者申込受付（～R6.9） R6.12 指定管理者決定（議決） R7.4 第5期指定管理開始（～R12.3）